

平成 26 年 9 月 11 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対する意見の提出について

平成 26 年 8 月 11 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	銀行法施行令 第四条	受信先グループに責任財産が限定された子会社・関連会社がある場合には、受信側合算範囲から除外し、単体企業への信用供与としての取扱いが認められると考えてよいか。	確認のため。
2	銀行法施行令 第四条	二以上の同一人自身の関連法人であり、他の同一人自身の形式子会社・子法人に該当しない者は、二以上の同一人自身それぞれの受信者グループとして合算すると考えてよいか。	確認のため。
3	銀行法施行令 第四条	最終親事業会社向けへの与信はなく、その子会社(複数)のみへ与信を行っている場合、それら子会社の与信を合算して、企業グループ向け与信として管理を行う必要があると考えてよいか。	確認のため。
4	銀行法施行令 第四条	規制上、受信側合算対象とすべき連結対象関連会社は、公開情報である「有価証券報告書」等で把握可能な会社に限定されると考えてよいか。	確認のため。
5	銀行法施行令 第四条	会社法および金商法上、連結決算が求められていない企業については、現行の合算範囲(議決権50%超支配関係にある子会社・親会社・兄弟会社等)と同様であると考えてよいか。	確認のため。
6	銀行法施行令 第四条	経営者個人が他の企業の議決権の過半数を保有しているかどうかについてまで、確認する必要はないと考えてよいか。	確認のため。
7	銀行法施行令 第四条第一項第一号、 第二号 同条第十三項第四号  告示(※) 第五条	今般、パブリックコメントに付されている銀行法政令案等において、外国政府・中央銀行(以下、「外国政府等」という。)による議決権の保有が百分の五十を超える会社(以下、「国有企業」という。)については、外国政府等との信用供与等の合算対象外であると理解しているがよいか。また、二以上の国有企業同士も、合算対象外であると理解しているがよいか。	確認のため。
8	銀行法施行令 第四条第一項第一号 ホ、へ	「百分の五十を超える議決権を保有するもの」については、一族で50%超保有していても、一個人の保有が50%未満であれば、対象外と考えてよいか。	確認のため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
9	銀行法施行令 第四条第十三項第一 号、第二号	銀行法施行令第四条第十三項第一号および第二号に規定する信用の供与等については、自己資本比率規制告示の規定におけるリスク・ウェイトに関わらず、本規制の適用除外と理解してよいか。	確認のため。
10	銀行法施行規則 第十三条の十	同一人自身が会社であり、わが国を含む世界の複数の株式市場に上場している場合、受信合算対象者の範囲の判断にあたり参照する計算書類等は、原則、わが国上場市場において開示されている計算書類等との理解でよいか。	確認のため。
11	銀行法施行規則 第十三条の十	受信者側合算の範囲について、実質支配力基準にもとづき、子会社または関連会社としている「投資事業組合」は、施行規則第十三条の十に該当し、合算対象となるとの理解でよいか。	確認のため。
12	銀行法施行規則 第十四条第一項第二号 同条第四項第二号	買現先勘定に計上される現先やレポ取引の金額から控除できる受入担保は、施行規則第十四条の二に記載の預金等および国債・地方債等のみであり、社債や株式のレポの場合は、担保の金額を控除できず買現先勘定残高をそのまま計上するものと考えてよいか。 また、債券貸借取引支払保証金勘定に計上されるレポ取引(証券貸借取引)の場合も同様の取り扱いと考えてよいか。	確認のため。
13	銀行法施行規則 第十四条の二第一項	「・・合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。」とあるが、控除項目として列記されているもので捕捉や集計が困難である項目は、控除しないことも許容されるとの理解でよいか。	与信額の集計に控除項目を考慮せず集計したとしても、保守的な集計となるため。
14	銀行法施行規則 第十四条の二第一項第 一～六号 告示 第七条	買現先勘定に計上される現先取引、および、債券貸借取引支払保証金勘定に計上されるレポ取引(証券貸借取引)から、施行規則第十四条の二第一項の国債・地方債や、告示第七条第一項第五号の債券を担保とする額は控除できるとされているが、控除できる金額は債券の時価評価額か(額面金額や、時価から一定のヘアカットを控除した金額でなくてよいか)。	確認のため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
15	銀行法施行規則 第十四条第四項第十号 イ、ロ、ハ 告示 第三条、第四条	デリバティブ取引の正の再構築コストによる信用供与の額から、受入れている現金等の担保を控除することができる。 ただし、この反対サイドのケースでありながら、デリバティブ取引の差入担保(現金はオンバランス計上、代用有価証券はオフバランス)による信用供与の額から、(担保差入の原因となっている)負の再構築コストの額の控除は認められず、差入担保による信用供与の額のみを認識するという理解でよいか。 (告示第四条の「貸借対照表の勘定に計上される場合、当該信用の供与等の額を除く」との規定により、店頭デリバティブ取引についてオフバランス取引として信用供与の額を算定しているものは、貸借対照表の勘定に計上された資産は除かれると理解)	確認のため。
16	告示 第三条、第四条、第七条	告示第三条第一項第二号に掲げるスワップ等の取引に係る信用供与等の額は、同第四条に自己資本比率告示上の与信相当額と規定されているが、取引による与信相当額計算において、法的に有効なネットティング契約にもとづく取引間のネットティングは自己資本比率の与信相当額計算時と同様に行えるという理解でよいか。	確認のため。
17	銀行法施行規則 第十四条第四項第六号	特定取引勘定(資産および負債サイド)で保有するデリバティブに係る発行体リスクに関しては、本規制上の信用の供与等の額の計算対象にならないという理解でよいか。	確認のため。
18	銀行法施行規則 附則第 条第一項、第二項	経過措置に定める「当分の間」は、現時点では、国際規制の導入が予定されている2019年までの猶予を念頭に置いていると考えてよいか。	確認のため。
19	告示 第一条	最終親事業会社の与信を合算する際に、上場している関連会社を対象外とした場合、その関連会社の子会社・関連会社は最終親事業会社の合算対象とならないと考えてよいか。 また、上場している関連会社の子会社・関連会社が、最終親事業会社の関連会社に該当する場合には、合算対象になると考えてよいか。	確認のため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
20	告示 第一条第一項第三号、 第四号、同条第二項第 三号	告示第一条第一項第三号もしくは第四号または第二項第三号において規定する合算関連法人等から除外される者は、銀行および銀行連結の場合は銀行連結のTier1資本の額の5%未満、銀行持株会社の場合は銀行持株会社のTier1資本の額の5%未満の者という理解でよいか。	確認のため。
21	告示 第一条第一項第三号、 第四号	信用の供与等の額が百分の五に満たないものの基準となる自己資本額については、「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第31号)」と同様に、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。	確認のため。
22	告示 第一条第一項第五号	合算関連法人等から除かれるものとして「連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者」として具体的に想定される事案を明示いただきたい。	確認のため。
23	告示 第三条	「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金勘定」に計上する取引に伴い有価証券等を担保として差し入れる行為は、告示第三条第一号に掲げるオフバランス取引として信用供与等の額の計測対象にするとの理解でよいか。 この場合の信用供与等の額の算出方法は、告示第四条に「自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額とする」と書かれているが、算出にあたっては自己資本比率告示第六章第五節(第八十条以降)に記載されている信用リスク削減手法は用いないものと理解してよいか。 また、銀行法施行規則第十四条の二第一項に定めるものおよび告示第七条に定める「信用の供与等の額から控除される額」は、上記取引を含め、告示第二条、第三条に定めるオフバランス取引からも控除が認められるとの理解でよいか。	確認のため。
24	告示 第三条	CDSのプロテクション売りによる参照債権に対する信用エクスポージャーは、オフバランスとして規制対象になると考えてよいか。	確認のため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
25	告示 第三条	有価証券レンディング取引において担保が付されている場合、クレジットリスク削減効果を考慮する取り扱いと考えるよいか。 クレジットリスク削減効果が考慮される場合の担保は、自己資本比率規制にて定められる適格金融資産担保と同様の取り扱いと考えるよいか。	確認のため。
26	告示 第三条	デリバティブの与信額は、グループ各行が採用する測定手法で計上するものと考えてよいか。 例えば、システム上の制約がある場合、カレントエクスポージャーとオリジナルエクスポージャーの混在やそれらの単純合算も認められるものと考えてよいか。	確認のため。
27	告示 第四条第二項	「当該取引に係る想定元本額」には、当該取引に係る貸出金として貸借対照表に計上された額は含まれないという理解でよいか。	確認のため。
28	告示 第四条第二項	「自己資本比率告示第七十八条第一項の表の零の項の中欄一に掲げる取引」(任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント。以下「取消し可能コミットメント」という。)には当座貸越約定に基づく取引は含まれるのか。	確認のため。
29	告示 第四条第二項	「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」又は「相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」の掛目を10%とした趣旨を明示いただきたい。	確認のため。
30	告示 第七条	ジニーメイ、KfW等の政府保証付債券※を担保とする額については、告示第七条第一項第四号「第五条各号に掲げる者が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額」に該当すると考えて信用供与等の額から控除してもよいか。  ※告示第五条各号記載もの(外国政府等)が保証する債券	確認のため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
31	その他	①自己資本比率告示第一条第二号、第十六号が規定する「証券化エクスポージャー」と、そのオリジネーターたる銀行から、発行体に対する証券化エクスポージャー以外の与信を合算する必要はないと考えてよいか。 ②住宅金融支援機構MBSのようなデュアルリコース型の商品は、裏付資産がデフォルトした場合に発行体から投資家に補填がなされる。商品性としては発行体と特別目的事業体は独立したものであるが、発行体が補填することをもって、裏付資産のデフォルトが発行体に影響を与えると捉え、信用供与の合算が必要になるのか。	確認のため。
32	その他	特定金銭信託/その他証券化商品等の証券化商品については、信託銀行本体/発行体企業等への与信への合算やルックスルーは行わず、各信託口(投資口)別に信用供与の額をカウントすると考えてよいか。	確認のため。
33	その他	信用供与の額の算出に当たっては、ルックスルーを行う必要はないと考えてよいか。	確認のため。
34	その他	大口信用供与規制の報告基準は、受信者グループ合算の与信上限引下後も変更はないとの理解でよいか。	確認のため。

※本資料では、「銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件(平成26年金融庁告示第号)」を「告示」と表記している。